

前田厚子議員

第1 標題「災害時の食物アレルギーの備蓄について」

1 回目の質問

公明党の前田あつこです。

議長より許可をいただきましたので、令和7年9月議会におきまして、市政一般に関する質問をさせていただきます。

第1 標題 「災害時の食物アレルギーの備蓄について」お聞きします。

私達は、いつ突然何が起こるかわからない、そんな日常を送っています。

ただ、地震などの自然災害は、必ず身近に起こるといわれています。

そこで、総務省は東日本大震災の教訓を踏まえ、災害時において、食物アレルギー疾患を有する者等を「要配慮者」と位置付け、地方公共団体に対し、避難所等での食物アレルギー対応食品の備蓄や災害時の相談窓口の設置などを推奨しています。

私も、食物アレルギーの方を「要配慮者」と位置付ける認識がありませんでしたので、ここでしっかり当事者の声を聞きながら、市民の皆さまにも知っていただきたいと思い、何点か質問させていただきます。

質問するにあたり、何人かの食物アレルギーがあるお子さんの保護者に、簡単なアンケートをお願いしました。

1 点目として、「食物アレルギーのお子さんのために、必要な食料の備蓄をしていますか。」とお聞きしました。

皆さま、備蓄をしていました。ただ、何日分必要なのか分からないので、とりあえず、1 週間分は備蓄していますとのことでした。それ以上長引いた時は、行政で応援していただきたいとのことでした。

2 点目として、「備蓄で揃えた物は、普段食べているものと同じものですか。」とお聞きしました。

期限が長い方がよいと思い、普段買ったことも無い食品も何点か入っていますとのことでした。ここでは、私の方から事前に試食をしてみてくださいとお聞きしました。

3 点目として、「アンケートの中で、最も心配なことは何ですか。」とお聞きしました。

皆さん、避難所等で食べ物が支給されても、アレルギー物質が含まれているか、いないかどうか、大変に心配とのことでした。

そこで、避難所にあるもの、支給される物は、全てアレルギー食品の原材料を表示していただきたいとの要望でした。

また、避難所においては、原材料を示した献立表を掲示し、避難者が確認できるようにしていただきたいとのことでした。細かいことですが、このことが一番、心配になる点だそうです。

このような要望に対して、市ではどのような対応を考えていただけますか。

ここからは、被災経験のある地方公共団体の過去の教訓からお聞きします。

その教訓には、乳幼児のアレルギー対応ミルクの備蓄は忘れないようにとありました。ミルクについては、次の点も気を付けるようにと加えられていました。

それは、アレルギー対応ミルクについては、違う味のミルクが数多くあり、乳児が受け付けない場合があるので、複数の物を市でも備蓄してもらいたいとのことでした。本市の状況と被災された自治体のお話を聞き、今後、市ではどのような対応を考えていただけますか。お聞かせ下さい。

また、平時、災害時の相談窓口の設置はどのようになっているのか、お聞かせ下さい。

最後になりますが、食物アレルギー疾患を有する方が、食料が備蓄されている避難所が分からず、避難することができなかったという報告があったそうです。

そこで、食物アレルギーを持つ「要配慮者」の拠点ですが、2016年に新給食センターが完成する際、食物アレルギー専用調理室が設置されました。また、災害時には、炊き出しの拠点にもなります。

市内で一番安心して食物アレルギー対応食品を備蓄できる場所は、ここをおいて無いと思います。市内にある防災倉庫などに備蓄しておいても、非常時には、他の物と一緒にになってしまう可能性が高いと思います。この点、市ではどのように考えていますか。お聞かせ下さい。

以上で1回目の質問を終わります。

1 回目の市長答弁

前田厚子議員の災害時の食物アレルギーの備蓄についての御質問にお答えいたします。

避難所等におけるアレルギー疾患を有する方の対応につきましては、多くの避難者に対して限られた種類の食品を一律に提供せざるを得ないなど、著しく制限された環境となることから、特段の配慮が必要となります。

これに対応するため、平時から関係機関や地域などとの連携を構築すると共に、食物アレルギーに配慮した食品の確保等に努めてまいります。

食物アレルギー対応食品の備蓄に関する具体的な対策等につきましては、企画部長をして、答弁いたさせます。

以上、私からの答弁いたします。

1 回目の企画部長答弁

前田厚子議員の食物アレルギー対応食品の備蓄に関する具体的な対策等についての御質問にお答えいたします。

まず、アレルギー表示とその掲示についてであります。アレルギーにつきましては、本市で備蓄している全ての食品には、食品表示法に基づいたアレルゲン 28 品目についての表示がなされております。また、指定避難所では、当該 28 品目以外にアレルギーをお持ちの方は、各避難所に設けられる避難所運営会議又は相談窓口に出でいただくこととなっております。

次に、乳幼児用のアレルギー対応ミルクについてであります。乳幼児のミルクにつきましては、想定避難者数から乳幼児の割合を算出し、保存期間が 18 か月であることからローリングストックを行っておりますが、アレルギーが想定される乳幼児数は、大変少数であることから 1 種類の配備として、複数種類の備蓄は考えておりません。次に、平時及び災害時の相談窓口の設置についてであります。平時は、安全対策課において従前から相談対応を行っており、災害時につきましては、防災訓練時同様、指定避難所には、相談窓口の開設と保健師などの職員配置を行うこととなっております。

次に、食物アレルギー対応食品の備蓄についてであります。給食センターにおいて平成 28 年の竣工当時より、アレルゲンフリー食品として販売されている「救給カレー」、「中華ご飯」、「カボチャがゆ」などを備蓄しており、他の食品と混在しないように個食タイプを備蓄しております。

以上、答弁いたします。

2 回目の質問

第1 標題「災害時の食物アレルギーの備蓄について」 2 回目の質問をさせていただきます。

市長より、食物アレルギーの備蓄に対して、大変に理解ある答弁をいただきました。

食品に関しても、本市で備蓄しているものには全て食品表示がなされているとお聞きし安心しました。ただ、現在給食センターに備蓄されている食品は、「救給カレー」、「中華ご飯」、「カボチャがゆ」などと主食のみのようです。できればもう少し副食になるものも用意できないでしょうか。

次に、乳幼児のミルクですが、対象者が少数とのことですので、先に述べたアレルギーフリーの備蓄品と合わせて、試食会を設けていただけないでしょうか。また、10 月 6 日に行われる「学校給食センター見学&試食会」のお知らせが広報に載っていますが、食物アレルギー疾患を有し、試食会を希望する方にも、対応していただきたいと考えますが、市の対応をお聞かせ下さい。

以上で 2 回目の質問を終わります。

2 回目の企画部長答弁

前田議員の 2 回目の御質問にお答えいたします。

まず、食物アレルギー対応の副食の備蓄についてであります。災害初期においては、避難者に効率よく栄養を摂っていただくため、主食であるコメに様々な味付けや材料が入っている食事をワンパックで提供することから、副食の備蓄は考えておりません。避難生活が長期化した場合においては、食物アレルギーの有無にかかわらず、国・県などに必要な物資の支援を要請してまいります。

次に、試食についてであります。ミルクなどの食物アレルギー対応食品につきましては、試食会の開催ではなく、食物アレルギーをお持ちの方から御要望をいただいた際に、医師等への相談用や試食用として提供いたします。

以上、答弁いたします。

3 回目の質問

第1 標題 「災害時の食物アレルギーの備蓄について」 3 回目の質問をさせていただきます。

言うまでもなく、食物アレルギーは、症状が重篤な場合は命の危険にさらされることもあります。

過去には、平成24年12月に調布市立富士見台小学校5年生の児童が食物アレルギーによるアナフィラキシーショックにより亡くなられたことがありました。

本市においても、昨年小中学校で給食のびわを食べた子どもがアレルギーの症状を訴えたことも、記憶に新しいと思います。

このような事故は、家族の手から離れたところで起きています。保護者の心配もまさにそこにあります。

今年の7月23日の山梨日日新聞に「アレルギー 災害備えて」と大きくとりあげられた記事がありました。中身は、備蓄品の試食の重要性を何度も繰り返し訴えているものでした。この記事を見た保護者の方々から、これが一番大事だと思うとの声をいただきました。

昨年、小中学校で給食のびわを食べた子どもがアレルギーの症状を訴えた保護者のコメントも同様のものでした。「初めて食べるものはアレルギーが出るかもしれないという意識でできるだけ気を付けさせてきました。」と話していたそうです。

保護者の方が希望していますし、折角、備蓄してあるのに、口にすることもないものは、なかなか食べる勇気が出ないようです。

災害はいつどこでやってくるか分かりません。家族のいないところで、起こる可能性もあります。そんな時、一度、食べて安全だと分かる備蓄品が給食センターにあると分かっていることが子ども達にとって、とても重要なことだと思います。

食物アレルギーの子ども達を災害時に守れるのは、安心して食べられる食品を備蓄していくことに尽きると思います。

繰り返しますが、先ほども提案させていただきました備蓄された食品の試食の機会を給食センターで、もっていただきたいと思います。

重篤な食物アレルギーをもったご家族にとっては、命がけの課題です。

市長の考えをお聞かせいただけますか。

以上で3 回目の質問を終わります。

3 回目の企画部長答弁

前田議員の3回目の御質問にお答えいたします。

食物アレルギー対応食品の備蓄品の提供につきましては、安全性に最大限の配慮が必要となるため、先ほど答弁申し上げましたとおり、試食会の開催ではなく、食物アレルギーをお持ちの方から御要望をいただいた際に、医師等への相談用や試食用として提供いたします。

以上、答弁いたします。

第2 標題「無痛分娩の安全確保について」

1 回目の質問

第2 標題「無痛分娩の安全確保について」お聞きします。

6 月議会の時に、執行者より、今後、市立病院において「無痛分娩」を導入する旨の発表がありました。

改めて、「無痛分娩」を市立病院で導入する目的についてお聞かせ下さい。

私は、たまたま、東京にいる息子のところで、9 年前に無痛分娩を選択して孫が生まれました。私自身、無痛分娩に対する知識も無かったのですが、出産後に聞いたせいか、特に不安もなく、受け入れることができました。母親に無痛分娩のことを聞くと、たまたま病院を調べていたら無痛分娩という方法があることを知り、病院の説明を聞いたところ心配も無いと思えたそうです。そして無痛分娩を選んでよかったと思えたことは、必要以上の体力を使わなかったので、産褥期の回復が大変に楽だったそうです。そのため、入院期間も短く3 日で退院することができたと話してくれました。

今日まで母子共に元気で、何の問題も無く成長しているので、本市の市立病院でこれができるのなら、安全体制を整えて是非、推進していただきたいと思います。

少子化の原因は様々な要因があるようですが、高齢出産への不安や第2 子・第3 子を産みたくても、第1 子を出産した後、その時の痛みが頭によぎり、なかなか第2 子の計画が立てられないという話しは、よく聞きます。

お嫁さんの話では、やはり無痛分娩をした時に同室の人たちは、皆、第2子の出産で無痛分娩を選択していたそうです。

今は、SNSの時代です。

「SNSで無痛分娩が楽だよ」という情報のみが拡散されて、最も大事な安全性やリスクについて十分に理解されないまま、安易に選択するケースもみうけられるそうです。

平成30年度から厚生労働省や関係団体は、無痛分娩に係る医療スタッフの研修体制の整備・無痛分娩の提供体制に関する情報の公開・安全性向上の為にインシデント・アクシデントの収集、分析、共有などいくつかの提言に添って、安全管理体制の構築について研究されてきたそうです。

その上で、安全性を確保する為には、医療従事者の専門的な知識や技術また、施設の整備が不可欠といわれています。

そこで、これから、本市の市立病院が適切な施設となりますよう準備すべきことをお聞きしたいと思います。しかし、私には、専門的な知識はありません。

そんな時、目にしたのは、令和7年6月8日の厚生労働委員会の中で「無痛分娩の安全性確保について」質疑されている、公明党の衆議院議員でした。この議員は、昨年まで大学病院の麻酔科のドクターでした。

その質疑の中で、無痛分娩の安全性確保という点で、大事なことが何点も質問されていました。私は、その中で、このことは、地元の病院に確認しなければいけない大切なことではないかと思い3点ほど抜粋して質問させていただきます。

1点目 無痛分娩を専門とする麻酔科医が、実際は、非常に少なく、麻酔を実施する医師の確保が難しいのではないか。

2点目 リーフレット等による無痛分娩の有効性や安全性に関する周知や急変時の対応など無痛分娩を実施する医療機関の実施体制に関する情報公開をすすめるべきではないか。

3点目 必要な体制整備を進める為の自主点検表の作成をするべきではないか。

大まかにこのような内容でしたが、この3点について、お聞かせ下さい。

以上で1回目の質問を終わります。

1 回目の市立病院事務長答弁

前田厚子議員の無痛分娩の安全確保についての御質問にお答えいたします。

まず、市立病院における無痛分娩導入の目的についてであります。当院では、出産に対する不安を軽減し、安心して出産に臨んでいただける環境の整備を進めており、その一環として、医学的な安全性を確保しつつ、出産の選択肢を広げることを目的に本年7月より無痛分娩を導入したものであります。

次に、麻酔を実施する専門の医師の確保についてであります。全国的に麻酔科医が不足していると言われていたなかで、当院の麻酔科医は、山梨大学との連携等により体制の整備を行っており、無痛分娩時の麻酔については山梨大学から派遣されている専門医の資格を有した常勤の麻酔科医が実施いたします。

次に、無痛分娩に関する周知や実施体制に関する情報公開についてであります。無痛分娩は、医療的なメリットがある一方で、リスクについても正しく理解していただくことが重要であるため、当院では無痛分娩の内容や効果、リスク等についてわかりやすく解説した説明資料を作成し、無痛分娩を希望される妊婦等に対して個別に説明を行う体制を整えております。

また、無痛分娩に携わる産婦人科医や麻酔科医等の医療従事者の体制や緊急時の対応マニュアル、使用する医療機器の配備状況等の無痛分娩の実施体制についても、当院のホームページを通じて情報公開しております。

次に、体制整備のための自主点検表の作成についてであります。無痛分娩に係る体制整備の進捗状況を把握し、継続的な質の向上を図るためには、チェックリストや自主点検表の作成・運用が有効であることから、関連学会や団体が公表しているガイドラインや指針を踏まえた自主点検表を既に作成し、万全を期しております。

以上、答弁いたします。

2 回目の質問

第2標題「無痛分娩の安全確保について」2回目の質問をさせていただきます。

今年の7月より本市の市立病院において、無痛分娩が導入されたわけですが、山梨県でも初めての取組なので、これから、たくさんの問合せがくると思います。

普通分娩でも無痛分娩でも、お産にはいつも不安がつきものです。今までどおり普通分娩を選択していただく方やまた、少しでも不安があると感じた方、例えば心臓などに病気があったり、妊娠高血圧症候群などの持病がある方や高齢出産であったり、第2子や第3子を計画されている方など、あくまでもご本人が、説明を理解し納得した上で選択することが大切です。

今後、費用の面なども含め、たくさんのお問合せがあると予想されますので、その時の対応がとても大事になります。今後市立病院には、対面または、電話・メールなど様々な形態で問合せがあると予想されますが、どのような対応を考えているかお聞かせ下さい。

以上で2回目の質問を終わります。

2回目の市立病院事務長答弁

前田議員の2回目の御質問にお答えいたします。

前田議員御発言のとおり、希望による無痛分娩は山梨県内でも初めての取組であるため、多くの妊婦の方々や御家族から、関心やお問い合わせをいただくことが予想されます。

出産は、分娩の種類にかかわらず不安が伴う大切な出来事でありますので、当院では、従来の分娩方法を含め、妊婦や御家族の皆さまに十分な説明を行い、御本人等が理解し、納得された上で、安全に分娩方法を選択していただくことを基本方針としております。

そのため、妊婦それぞれの状況に応じた様々なお問い合わせにつきまして、まずは、産婦人科外来を受診していただき、妊婦健診における対面相談につなげ、医師・助産師・看護師が連携しながら、わかりやすく丁寧に対応しております。

今後におきましても、妊婦や御家族に寄り添った安全・安心な出産体制を提供してまいります。

以上、答弁いたします。

「締めの言葉」

第1 標題・第2 標題共に、一つ 間違えれば、そのまま、生命にもかかわる課題だと思っています。そこで安心を確保することが最も大事なことだと思いこの場で質問させていただきました。

以上で、質問を終わります。

ご静聴ありがとうございました。